

經濟論叢

第167卷 第5・6号

未来への逃避, 歴史への投企(1).....	渡 邊 尚	1
都市システムの集中・分業過程.....	毛 三 良	24
ボーイング社の地域内産業連関構造の 特質とシアトル経済.....	山 縣 宏 之	44
近世における近江蚊帳業の展開過程.....	馬 場 芳	62
台湾における中小企業の対外投資.....	高 杏 華	80
内部労働市場のモデル分析.....	武 内 智 彦	102

《研究ノート》

トマス・リードと コモンセンス学派研究の現段階.....	田 中 秀 夫 太 子 堂 正 称	117
---------------------------------	----------------------	-----

平成13年5・6月

京 都 大 学 経 済 学 會

近世における近江蚊帳業の展開過程

馬 場 芳

はじめに

近江の蚊帳業は、八幡商人西川甚五郎家初代が天正年間（1573～91年）、奈良蚊帳地の売れ行きに目をつけ、地方民間で作られた手摺麻布を買い集め、麻蚊帳地を織らせて八幡蚊帳として売り歩いたのを起源とする¹⁾。正徳5（1715）年に幕府が諸問屋を監督する必要上、各種問屋仲間の結成を促進したのを機に、紺屋、飛脚も仲間を結成し、近世中頃は蚊帳問屋は三組仲間として全盛を誇った。しかし、幕末になると農村商人の暗躍や仲間内での不正、原料の枯渇により粗製に流れ始めた。

そして明治5（1872）年、明治政府により株仲間廃止が宣言されるや間もなく、幕末に蚊帳生産を開始した原料産地の越前、そして彦根藩の強力な統制下で力を培ってきた長浜商人による輸入麻の試織の成功に押されて、またたく間に八幡の蚊帳業は衰退する²⁾。唯一西川家のみ生存を保ち、明治18（1885）年織物業取締規則にもとづく営業組合は、長浜を中心に結成され、蚊帳業の担い手は変化し、西川家もそこに吸収されていく。

かかる史実を念頭に、本稿では近世以来商人や商業³⁾を多数輩出した地域である近江に着目し、同一地域の同一業種を対象に、在来地場産業の資本主義へ

1) 西川産業株式会社「西川四百年史稿本」|創業390年に作成の西川家史誌」（附録）1956年，1-5ページ。

2) 同上書，133ページ。

3) 末永國紀氏は、「工業と農業を軸とするもっぱら生産力視点に立った生産過程重視の研究が主流をなしてきた」ということを指摘されている。（末永國紀『近代近江商人経営史論』有斐閣，1997年，14ページ）。

の適応過程と其中で問屋の果たした役割を念頭におきながら、制度的側面だけでなく、蚊帳業の産業全体の在り様と近江という地域性との関わりで叙述を展開する。

分析にあたり近江の蚊帳業について本稿で使用する史料⁴⁾は、西川家(現「ふとんの西川」)文書で、以下に示す。

・西川家所蔵文書

- ① 『ゑひす講帳』…蚊帳屋仲間記録最古のもの。寛永16(1639)年の日付を有し、享保年間までの約百年間の蚊帳屋仲間の規則・商業上の取り決めなどが含まれている。
- ② 『用事留帳』(享保2(1717)年)…福井総問屋との総をめぐり交渉、京都問屋との書状、紺屋・織屋との取り決め、値段規定などが主な内容である。
- ③ 『万事帳』(享保18(1733)年)…紺屋・織屋、飛脚との取り決め、織賃の規定、三組仲間御召出覚などが含まれる。
- ④ 『蚊帳屋由緒控』(宝暦12(1762)年)…蚊帳屋仲間確立の規定、蚊帳仲間成立の由来などを書き入れている。

I 蚊帳問屋の商業上の規定・機能

はじめに近世における蚊帳問屋の商業上の取り決めから機能をみてみよう。八幡町の蚊帳仲間最古の記録である⁵⁾「寛永ゑびすかう御帳⁶⁾」(1624~1735年)が西川家に現存しており、仲間の会合や申し合わせを詳細に知ることができる。

4) 表記は史料そのままの場合は漢数字、その他史料性を損なわない限りアラビア数字で表記する。なお、文書末の数字はその文書の示す西暦年である。

5) 作道洋太郎は「同家の『勘定帳』(1672年)も鴻池西替店における「算用帳」創始よりも古く、わが国では最も古い部類に属する決算書といえる」と指摘している。(作道洋太郎「近江商人の経営戦略と経営家族主義と思想——西川甚五郎家の場合を中心として——」『彦根論叢』262・263号、1989年、6ページ)。

6) 紙面の制約上、蚊帳仲間に関する古文書類の中から、徳川初期期という史料的価値を考慮して「ゑひす講御帳」のみ紹介する。

(史料1-①)

かや染申定之事

一、今度こんや染不謂儀申懸候ニ付、染賃ね段あげ申候、就其六月晦日迄ハかや無相違染させ可申候、右之日限以後かや染ニ越申候ハ、為過錢かや売切ニ銀子五匁ツ、中間へ出し可申候以上

承応四年ひつしノ二月四日 (1655年)

紺屋の希望で染め値段を値上げしている。蚊帳染は6月末日までに染めさせ、これ以降日数がかかった場合は罰金として蚊帳一張につき銀子5匁ずつ差し出すこと。蚊帳問屋が交渉段階において権力をもっている。

(史料1-②)

覚

一、蚊屋之講中拾四間在之儀、此以後兄弟之内講中江入レ中間敷候若兄弟之内より講中に御入候とも講中江御申御同心之上ニ而為堀廻代銀子五枚御出し可有候、為其仍如件

元禄十年丁丑二月日 (1697年)

蚊帳屋講中は14軒あるが以後兄弟も仲間へ入れることはできない。もし兄弟の内で講中へ入りたいなら申し出て皆の承諾の上、銀子5枚支払わなければならない。加入に関する事項であり、強制ではない。問屋の地位の固守と独占がみられる。

(史料1-③)

蚊屋中間相定之事

一、江戸八幡町両所ニ而蚊屋売かけ申代銀不被相済先ニ、内上ケニ銀取中間敷候、若ぬけいて少にても取申人有之候ハ、為過錢と銀高百目ニ付銀三拾匁ツ、中間へ出シ可申候事

一、蚊屋売掛ケ之代銀少ニても不被済人ニ、かや売切もかたく売申間敷候事

たとへハ江戸よりかやかいか可申と申来候ハ、中間へ断売可申候、若中間

へ無断売中候ハ、為過錢と蚊屋老切ニ付銀子拾つ、中間へ出し可申事
一、江戸にてせり衆又ハわたや町衆⁷⁾かやのね濟不中候ニかや売申候ハ、過
錢右同前ニ中間へ出し可申候事 (推定1653年)

蚊帳は掛売り、信用取引であった。決済が済まないのに内金をとってはいけない、罰金は銀高百匁につき銀30匁ずつ仲間へ差し出すこと、売掛金の滞っている商人には売ってはならず、外部の購買者には仲間へ断ってから売ること等が決められている。また、わたや町衆に関しては現金取引を行っていたようである。

(史料1—④)

定

一、越前飛脚ニ蚊屋問屋中間より外之金銀荷物何ニ而も状巻通迄取次申事堅無用之事、勿論中間之内より外之金銀荷物取持候事堅無用之事、若内証ニ而外之金銀荷物取持候事現ニ候ハ、不及断ニ中間ヲ除可申候、為後口仍而如件

宝永二年酉正月二十一日 (1705年)

原料である総糸の産地越前への飛脚に対して仲間以外の金銀荷物は、書状一通たりとも取次ぐことは断じてしてはいけない。仕入に関し独自の運送ルートを持っており、仲間外営業排斥による独占をしていた。不正が発覚した場合は除名である。

(史料1—⑤)

定

一、近年京大坂江戸当地諸方共ニ蚊屋極値段之内、少ツ、引下ケ内證ニ而尋引

7) わたや町の詳細については職業集団とも考えられるが、今後の検討を要する。「縮屋町」という名は江戸期から間之町通御池下ルの町とのみあり、寛永14年洛中絵図に初めて記述が見られる。([角川日本地名大辞典26、京都府、上巻]角川書店、1982年)。

有之様ニ承申候、此後何方ニ而も極値段之通ニ少も直引尋引共ニ致申間敷候

一、冬売之値段を以、春ニ至銀了請取売申ましく候事

右之趣少も相背申衆中在之候ハ、中間中寄合致吟味、其上ニ而荷物之積合飛脚等問屋中へ申渡し急度中間除可申候、為後日之連判仍而如件

宝永五年子ノ十月九日 (1708年)

京都・大阪・江戸・八幡等各地で蚊帳を蚊帳仲間の協定値段より安価で販売し、内緒で人を介して値段を引き下げている者がいるようだが、今後は協定値段の通り販売し、直接交渉や間接交渉をしないこと。冬の安価な値段で取引を成立させ、春に代金を受け取ることにはしてはいけない。右の趣旨に背く者があれば仲間の寄り合いで吟味し飛脚や問屋中へ申し渡して、仲間を除名する。大都市消費地での価格協定による市場の調整と、不正防止により対外的な信用を保持していた。

(史料1—⑥)

覚

一、京都蚊屋直売有之ニ付問屋ニ而蚊屋捌かね申山ニ而、三問屋より直売停止致しくれ候様ニ願致申候ニ付、中間詮議之上尤成儀ニ存、自今以後直売直登セ法度ニ急度相極メ申候、此儀京問屋為メ斗にも無之直売段々盛ニ成申候而ハ始終直立邪广ニ成、後々ハ京都値段立不申様ニ可成候、然者互ニ吟味仕、中間破レ不申様ニ可致事ニ候、以後忝切ニ而も直売有之候ハ、当地飛脚中間大津問屋詮議之上、過銭として銀子拾枚急度被申答ニ相定申候、若及異議ニ候ハ、中間除キ可申候、尤以後京都問屋も愛知川屋長右衛門、蚊屋、利兵衛、八幡屋弥兵衛右三問ニ相極り申候、右三問より外江登り申候ハ、直売同罪可為候、為其連判如件

正徳四年午正月十六日 (1714年)

京都の消費者への直売が蚊帳問屋の売り捌きを困難にしているのを、京都の蚊帳卸問屋3軒の要望により詮議の上直売を禁止する。これは卸問屋の利害のみならず、直売が盛んになれば蚊帳相場の統一の妨げになるので相互に注意し違反者でない様にする。以後一張でも直売が行われれば飛脚仲間や大津問屋を詮議して罰金銀子10枚を申しつけることとし、異議を唱えれば仲間を除名する。京都の間屋も3軒に限定し、これ以外に蚊帳を送ったら直売と同罪とする。問屋を通さない消費者への販売がこの時期、京都や近江で目立ち、厳しい懲罰が川意された。仲間外商人が増加し仲間の規制や販売ルートを脅かすので、消費地における販売市場を限定し、直売を禁止し、問屋の権益を固守している。

(史料1-⑦)

定

一、手代共奉公休息申付、自分商ニ蚊帳商売ハ不申ニ及、蚊屋取次ニ而も致せ之儀堅成不申候段、申合之條連判仍如件

享保十八年丑九月 (1733年)

手代達に奉公の休暇を申し付ける際、各々で蚊帳商売はもとより、取次も決してさせてはならない。取引に関して排他的に情報が漏れるのを防止している。

(史料1-⑧)

蚊屋之手形之文言之事

一、預り申蚊屋之事

かや何ほど 金銀何ほど

右あつまり申所実正也、此手かた次第ニ相済し可申候以上

如此手形取候而何方へも売可申候、若手かた取不申売候ハ、為過錢蚊屋

壹切ニ付銀五匁つ、中間へ取可申候、以上

(1654年)

決済には手形を発行し、これを怠った場合は罰金として蚊帳一張につき銀五匁ずつ仲間へ差し出すこととしている。

(史料1—⑨)

織屋立改之極

- 、近年立糸筋織屋ニ而揚取申由、蚊屋幅段々乱リニ成候、就夫壳蚊屋段々多ク出来仕申間不勝手成候故、向後手前ニ而立一箠ニ拾筋宛控、纏代錢三拾文ツ、織屋へ相渡し、此後立糸一筋も揚取不申候様ニ織屋へ申渡し、箠幅之儀ハ手前々ニ而相究、外之箠ニ而織不申様ニ急度吟味可仕候、尤七ツ物より九ツ物迄次蚊屋之分如斯云々
- 一、若織屋之内ニ此義相背立糸一筋ニ而も揚取申者有之候ハ、中間へ相断其織屋へ中間之内より立堅ク遣し中間敷候事
- 右之通り急度相守、織屋乱リニ成不申候様ニ末々迄吟味為可仕判形仍如件
- 正徳六歳申ノ五月十二日 (1716年)

近年蚊帳織屋のうちで蚊帳の縦糸筋を減数して織るものがあるので、今後は縦一箠の10筋ずつにつき麻糸代30文ずつ織屋へ渡すこととし、布幅が不揃いになるので縦糸の筋を減らさないよう嚴重に取り締まる。もし織屋の中でこれに違反して減数するようなことがあれば以後織らせない。品質保証のための調整を行っている。古組（正徳年間（1711～15年）に加入した老舗問屋）問屋の特徴がよく表れており新規加入の制限、原料生産地や加工業者に対する蚊帳問屋の地位、違反者の除名による信用の保持が窺える。

(史料1—⑩)

京ニ而初売ノ蚊屋中間ノ定

- 一、当年高宮や長右門ニ而初売之かや弥兵衛ニうり付候分ニ損取相残中間ノ弥兵衛ニうり不申衆候ハ、うりそんハリ付急度銀子出し可申候、若於此儀無沙汰仕候如何様ニも御かゝり可被成候、其時一言之子細申間敷候、仍為後日之究状如件

承応二年巳二月吉日 (1653年)

今年高宮や長右衛門が、初売りの蚊帳を弥兵衛に売りつけた分に欠損が出たので、仲間の内の売らなかった者があれば利子付きで、すぐに銀子を出すこと。従わない者はこちらの処置に対して一言の不平等も言わないこと等、相互扶助がみられる。えびす講は合議制をとっていた。

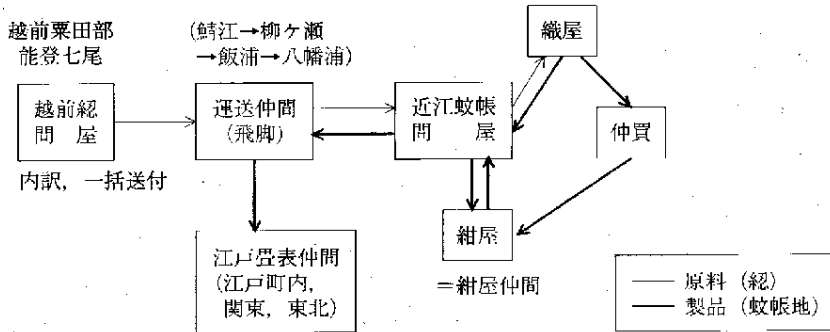
その他、領主である旗本朽木氏⁸⁾の公認により蚊帳屋仲間が確立された年(宝暦10(1760年)7月)の「蚊帳屋由緒作法帳」、仲間の掟書(明和5(1768)年)、宝暦・明和の掟書を含めた仲間成立の由来などの「蚊帳屋由緒作法帳」(寛政4(1792)年)、「仲間定書」(文政13(1830)年)、などで強力な仲間意識による独占と、不正・粗製防止への努力、原料の適正配分や粗悪な製品への減額と、不正者の徹底した摘発による名産衰微の防止を説いている。

また新規参入の間屋が増加したため、古組3人、新組2人、新々組1人の役員に仲間の組織運営にあたらせ、安永9(1780)年には「三組仲間之内江外之仕入蚊屋堅取引致申間敷事」とし代官所へ三組仲間以外の蚊帳商売の禁止を申し出ている。営業権をなす株は銀5枚で取得し、織賃値上げや間屋同士の競争の結果、仕入・卸先を失ったりした場合の脱退⁹⁾は、罰金として銀5匁支払った。新規商人の加入は禁止であったが、金33両3分で買い取られ仲間持ちとなったり、再加入したりしていた。休業の際は、請人をたてて證文をもって仲間へ申し出、雑費の賦課の取り下げの申請や、仕入は一切行わないこと、仲間の妨害になるようなことはしないこと、次に蚊帳商売を再開したい時は證文をもって仲間に加わり以前の通りに費用等納付することになっている。仲間外の町民の販売や取引も多少存在し、黙認していた節もあるが、仲間の焼印や染切手を使

8) 元禄11(1698)年—文政8(1825)年は旗本領であった。(編さん委員会編「近江八幡市および蒲生郡」『滋賀県市町村沿革史(第三巻、各論、第五編)』1964年、12ページ)。この時代以降、町年寄は名字帯刀を許され、年寄を通じて各町々に頼り、代官の命を伝え、地方組頭・年寄りの運籌を得て願書に押印して提出する形をとっていた。

9) 増株が次第に困難となる一方においてまた種々の都合で株が空く場合があり、これを明株と称した。明株のうちで、株が消滅したのではないがただ店を閉じて休業する場合これを休株といった。また明株のうち株の業務継承者が不明のものは捨株と称せられた。(宮本又次「株仲間とその変遷・解体」『江戸時代の企業者活動』(日本経営史講座1)日本経済新聞社、1977年、238ページ)。

第1図 近世における近江蚊帳業の生産・流通の概念図



出所：西川産業株式会社，前掲書，56ページより作成。

用し公的権力からの信用を大切にしていた。規則厳守の範囲で仲間内の脱退・営業は認められており、また古組を脅かすほど新組仲間・仲間外業者の活躍がみられる¹⁰⁾。

II 蚊帳業における生産・流通

近世を通して近江八幡における蚊帳業においては、第1図のような流れで製品の流通が行われるのが一般的であった。

原料となる紵糸¹¹⁾は大半が麻の産地越前粟田部¹²⁾や能登の七尾方面、越中高岡¹³⁾の総問屋から運送仲間や飛脚仲間¹⁴⁾を通じて商取引をし、仕人は注文の荷

10) 文政年間(1818～30年)以降、新規問屋の加入が見られる。大坂屋みね(文久3年(1863)、永福屋寿太郎(元治2年(1865))の文書がある。前者は譲渡希望人の株を受け入れた例で株代は当事者二人の間で決められており、後者は株を譲り受けて加入金が払えず、日限の延期を願い出ている。

11) 麻の種類は大麻と学麻があり、越前若狭地方の各地で生産されていたようである。秋の取入れが終わる11月下旬から翌年の春先まで主に女子の農閑余業として、……白家用としたり仲買人に売ったりした。(福井県『福井県史』通史編四、近世下、1996年、391-92ページ)。

12) 粟田部については同上書、393ページ。

13) 能登の七尾(享和年間、1801～3年)、越中高岡(慶応4(1868)年頃)。(西川産業株式会社、前掲書、51ページ)。

14) 数人の飛脚に収益金を同額ずつ分散させていたようである(聞き取りによる)。

数を年行事に申し出て、出来高制に応じて注文した。西川家や伴家¹⁵⁾の初代は一人で行商をしに行く先々で持ち下り品を売り捌いたものだが、江戸の日本橋通一丁目に出店し¹⁶⁾、蓄財をなし得てからは原料産地や江戸への運送は仲間や飛脚を使用した。福井の総問屋は近村より集めた総を正味値という相場より2割引の価格で2分の口銭と包代、造賃、駄賃を加えて送り、八幡の方は年に数回まとめて送金し、時々総問屋の方から仕切目録を戸別に送った¹⁷⁾。荷物は総の大小によって異なるが、大体5千総を一個とし、3個で一駄とされていた。そして宿問屋の取次を以て陸路水路、鯖江から余呉の柳ヶ瀬を経て湖辺に送られ水路八幡浦に輸送されるが、柳ヶ瀬から川並を経て飯浦へ出ることが多かった。そして蚊帳屋別に分けられて来るのが普通であり、解かれた総荷は問屋の手から織屋に渡された¹⁸⁾。織屋・紺屋は内職として、あるいは農家や商業と家内副業的に営んでおり、織屋は総や織賃を問屋が前貸して織らせていた。近江蚊帳問屋は畳表や弓、麻布なども扱い多角化していた¹⁹⁾。荷造りの時点で問屋が金具や緑紬紐²⁰⁾等の仕上げをして江戸の十組問屋を形成している畳表仲間の出店に届け、そこから各地へ売り捌く形をとっている。どの工程においても問屋が主導となって価格や品質の規定まで行う「問屋制前貸制度」であり、問屋と織屋との取引は特定化していた。

III 三組仲間成立と流通機構の変化

天保改革の一環として株仲間停止令が出されるのは天保12(1841)年のことで

15) 古組仲間に属し、西川家とならぶ有力商家、伴伝兵衛家。

16) 西川家第一号店つまみ店は、通町筋通一丁目、いちぼん日本橋よりである。(西川四百年社史編纂委員会『西川産業四百年史』大日本印刷株式会社、1966年、18ページ)。

17) 西川産業株式会社、前掲書、51ページ。

18) 滋賀県蒲生郡八幡町編『滋賀県八幡町史・上・通説』内外出版印刷株式会社、1954年、355ページ。

19) 八幡商人の取り扱い品目は数珠・燈心・蠟燭・扇子等(江頭恒治『江州商人』至文堂、1965年、14ページ)。

20) 緑紬紐については定かたではない。蚊帳を吊る紐か。(滋賀県市町村沿革史編さん委員会編『滋賀県市町村沿革史(第六巻資料編二)』第一法規出版株式会社、1963年、257ページ)。

あった。宮本氏によれば、封鎖的身分社会意識の拘束性が弱まるにつれ、アウトサイダーが横行していき、仲間でメ売・メ買・囲持ち・価格吊り上げ、賄賂・冥加金による幕府・藩との結託等がみられた。幕府が行った株仲間停止令は、消費者の生活安定と物価引下——営業自由・取引自由による競争的価格の定着と物価の平準化——を意図したものであった。しかし却って生産縮小、配給混乱、信用途絶、諸色不融通、諸色高値を引き起こすこととなり、かくして嘉永4(1851)年、株仲間は再興されその内容は①仲間人員の無制限、②冥加金の免除、③無株札²¹⁾、④株仲間の名称なし、⑤古組・本組と仮組・新組の区別、という規約であったが十分な機能を発揮しえなかった。古組・新組の対立は激化し、簡単に納まるものではなかった²²⁾。

八幡において古組という場合は正徳年間(1711～15年)までに加入した16軒(のち13軒)をいう。享保6(1721)年、新規商人扇屋太郎兵衛・鉄屋作右衛門ら7人に対して古組は「右之衆中江越前総之儀者不及申紺屋方江蚊帳取次其外諸事取次於有之候二者為過料新金式拾両仲間江出し可申候」と、総の購入や紺屋の依頼に際して彼らに取次をした者は罰金を課すと申し合わせた。しかし需要増加に伴って仲間外商人の数は漸増していき、遂に享保17(1732)年、両者の間に訴訟事件が起き、22軒が新仲間として古組13人の統制に服従すべしとの条件つきでついに加入が認められる。

享保20(1735)年には、福井総問屋中間に属さない板屋甚右衛門という問屋を通じて総を購入していた新問屋22軒が、板屋が身上潰しに直面したために、新問屋仲間の代表を福井に送り総問屋仲間から仕入れたい旨申し入れた。福井総問屋側は、古組との取引関係を尊重してこの申し入れを拒否した。しかし新問屋側の再度の交渉により、古組側もこれを了承せざるを得なくなった²³⁾。

21) 株仲間停止により株札は廃止され安政4(1857)年に復旧したが、1868年には廃止。新政府による新鑑札の下付となった(宮本又次『宮本又次著作集・第一巻・株仲間の研究』講談社、1977年、44ページ。以下、『宮本又次著作集・第一巻』と省略する)。

22) 宮本又次『株仲間の研究』有斐閣、1938年、304-356ページ。

23) 『万事報』享保18年。

元文3(1738)年にも12人の仲間外営業者が訴えられる²⁴⁾。訴訟人の蚊帳商売問屋11人が「新規ニ蚊屋仕候者壹人ニ而も無断猥ニ蚊屋仕人不仕筈之処、近年数多出来仕、純買場蚊屋売場之妨ニ相成候間、新規ニ仕候者共相止候歟、又は仲間人として銀子拾枚宛仲間へ差出し商売仕候様願出候也」と訴えたのに対し、相手蚊屋商売之者拾貳人は、「私共儀自身くりへ仕職人ニ而、同商売と乍申問屋衆とハ格別之儀ニ御座候、為渡世年々手馴罷在候間不相替渡世相続仕度」と自分達は職人であって問屋ではないと堂々言い切っている。翌4(1739)年には、朽木代官徳田善右衛門により承認され、古組の指図を受けることとなり、12人の新々仲間が仲間入りする。ここに計47軒の蚊帳三組仲間が成立し、これが八幡蚊帳の絶頂時代となり、徹底した排他的態度を強めていく。蚊帳三組仲間内でも、年寄の人数²⁵⁾、御用金の割り当て²⁶⁾、発言権²⁷⁾、などにおいて古問屋の権力における比重は絶大であったが、この三組成立はまた新興商人・農村商人の暗躍の機会を与え、問屋仲間の規制、仕入・取引ルート、販売市場等の既存規則上の機能が動揺し始めていく。

変化をもたらした第一の要因は、財政建て直し政策の一環として、諸藩が蚊帳生産を国産として保護し、江戸へ直接積み出すようになったことである。加賀藩、彦根藩などがこの例である。旧来の問屋は、藩の手で江戸へ積み出された蚊帳を一手に買い受けることで満足しなればならなかった²⁸⁾。流通機構での大きな変化は、これまで蚊帳仲間に抑えられていた農村の商人が、株仲間廃止令以降に取得した直接販売ルートにより旧仲間との対立が表面化していった

24) 滋賀県蒲生郡八幡町編『滋賀県八幡町史・下・史料』内外出版印刷株式会社、1940年、304ページ。

25) 宝暦10(1760)年は古仲間3人、新仲間2人、新々仲間1人、と定められていた。(同上書、305ページ)。

26) 仲間入費の支出法は宝暦頃、古組4割、新組4割、新々組2割であったが、嘉永6年4月の申合せの冥加金上納は古組6割、新組と新々組4割で、三組臨時人用は同じ、年頭八朔の御礼および三組惣寄合入用は家別割等額分損と定めている。(滋賀県蒲生郡編、前掲書、601ページ)。

27) 嘉永5年の肴屋源治郎・村田屋源蔵の売値段崩しの際は、古組の斡旋で詫言文を入れており、享保5年の扇屋源太郎の織屋増値段の際の除名の決定を下したのも古組13軒である。

28) 西川産業株式会社、前掲書、118-119ページ。

ことである。「諸問屋再興調」(四)²⁹⁾は、その全容を知ることのできる貴重な史料である。嘉永6(1853)年、山形屋甚五郎・扇屋庄右衛門の兩名が町奉行所に訴えた所によると、船積問屋重兵衛・宇八方へ打ち越し蚊帳荷物47個が積送されたので、問屋入札払いにするよう要請した所、四日市町³⁰⁾清助店善兵衛方に預けてあり、兩人はその取り次ぎをしたまでであると言いつくす。差し押さえられた荷物の荷主であり、参考人として召し出された、愛知郡縞川村ほか八ヶ村蚊帳商人12人の惣代、同郡縞川村百姓弥兵衛、同郡沓掛村利助は、通例通り近江地方の農村の荷物を諸問屋へ持ち下り、販売しているのだと主張した。重兵衛・宇八方は百姓宿と奥川船積宿とを兼ねているので、関東地方の農村へ販売する蚊帳荷物が届いたので奥川船で運送したと申し立てた。訴訟人側は打越荷物は従来の商法通り入札とし高値をつけた者が引き受けることを主張したが、江戸町年寄は前例では荷高が少なく問屋人札払いとなったが、この度は問屋再興の規定にそぐわず、旧来から荷主が他国直売をしていたことを考慮し、47個は荷主に返すが、今後打越荷物を船積宿が扱うことを禁止し、必要ある時は問屋と相談してからと裁許した。しかし翌年には再度、西川ら問屋仲間が訴訟を起こし、船積宿へ298個の蚊帳荷物の水揚げがあり、江戸周辺、関東・奥州地方はもとより、せり売り・小売により多数売り捌いている、と訴えた。追々積み下った76個の荷物とあわせて334個の荷物を差し止め、吟味がなされたが、事情があるものとして30個は野洲足利郡行田屋行き、残り101個は問屋入札払い、残り203個は近江に積み戻し、今後は打越荷物は問屋と熟談した上でという、かなり農村商人の商域を認める結果となった。これは近江問屋——江戸問屋という旧来のルートと、新興農村——関東市場という新ルートの並存を意味し、後者の勢いをそこにみることができる。

嘉永の問屋仲間再興後幕末期にかけても直売・直買、買荒し、打越荷物等不

29) 「諸問屋再興調四」『大日本近世史料』東京大学出版会、1962年、207-222ページ。

30) 四日市河岸(江戸期から日本橋川沿いにあった河岸名)をさす。(角川日本地名大辞典編集委員会編『角川日本地名大辞典B』東京都、角川書店、1978年、745ページ)。

法は繰り返され、仲間割れもしきりに起こり株仲間の独占は威力を失うようになっていく³¹⁾。近江でも1855年の安政大地震の影響による物価高騰、そして福井側での抜総・布引の疑いにより、役所の取り締まりが強められる³²⁾。三組仲間も維新时期には18軒となってしまった。

幕末・維新の激変で商人達が直面した困難の一つに、幕府及び維新政府による御用金の調達と大名貸の貸し倒れがある。維新後、廃藩置県にさいしての整理により償還未済となった負債総額は現在の貨幣価値に換算して約8億円にも上るといわれている³³⁾。天正14(1586)年に楽市楽座宣言による取引自由の革新的機運と徳川家康の恩寵を受け、幕府直轄地である特殊関係から先がけて自由に他地域へ行商に出、江戸開府と同時に日本橋界隈に土地を与えられ大店を構え³⁴⁾、商業資本の蓄積が大きかった八幡への幕藩貸付金の償還未済による打撃は大きかった³⁵⁾。八幡町は当時、徳川御三家の一つ、尾張藩の支配下であり、財政難打開のために一種の不換紙幣である米切手が乱発されたことが物価騰貴を招いた³⁶⁾。その財政難を救うために天保14(1843)年11月に総額2万9,900両の調達が富商16人に命じられ、扇屋庄右衛門、山形屋甚五郎(9代目)等が「御用達十四人衆」と呼ばれ、計1万6,900両が課された。西川家には、1866

31) 「宮本又次著作集・第一巻」319ページ。

32) 1856年の江戸の地震や、台風の影響による物価高騰、福井総問屋の総糸数の減少を総問屋衆中にかけて合ったり、それに対して役所の取り調べが厳重になったこと、抜総・布引の一層の取締を述べた福井総問屋の書状がある。(『万事帳』安政3年)。

33) 西川産業株式会社、前掲書、124ページ。なお新保博氏は御用金について「米納年貢制のもとでは、米価の動きによってその価額は変動するとはいえ、長期的にみると年貢は一定の水準に固定化する傾向がつよく、経済成長に応じて増大することもなかった。そのため……歳出の増大に応じて年貢を増徴することは困難であった。歳入不足を補うために、大坂・江戸などの町人への御用金賦課などの方法が取られ……代償をうることなく債権の大幅減額を強いられた都市大商人がきわめて大きな制度改革のコストを負担したといっても過言ではない。」と述べている。(新保博『近代日本経済史』創文社、1995年、30-43ページ)。

34) 小倉栄一郎『近江商人の承譜』社会思想社、1990年、22ページ。

35) 西川産業株式会社、前掲書、124-129ページ。

36) 「西京の織物、舶来染に熟練——近江蚊帳上景気——」『東京日日』12月2日付、「蚊帳は近江にて夥多しく製出するは世人の知る所なるが、同地にては近頃倍々騰貴の気配にて来春まで持越の利子をも厭はず織元より買戻しの相談あり、その景気推して知るべし」(中山泰昌編『新聞集成明治編年史』第一巻、財政経済学会、1880年12月、308ページ)。

年の幕府からの金1,800両の御用金, 明治元年の人足賃金に関する金2,548両2分銭76文4分の御用金の申し付けと, それらの10年間にわたる分割支払いを約束した証文が, そのままの形で残っている。

幕末・維新の動乱で蚊帳の生産高は低下するが, 幕藩体制崩壊とともに彦根藩領内の国産奨励政策により内外にわたり力を蓄えていた五個荘, 愛知川, 豊郷, 高宮, 長浜等の商人達が出国許可を得て全国へ行商に飛び出す。特に江戸時代, その大半が彦根藩領となり他藩領, 幕領, 旗本領, 社寺領など入り組み, 元禄11(1689)年に堀田氏が宮川藩(現宮司町)に1万3,000石の藩を置いた長浜は, 八幡に比肩しうる勢いで蚊帳の生産高をのばしていく。加えて安政年間(1854~59年)には越前大野や福井藩にも原料の麻芋を以て長浜町の職工を招いて蚊帳製織業が起こったので, 八幡は原料不足が続く。

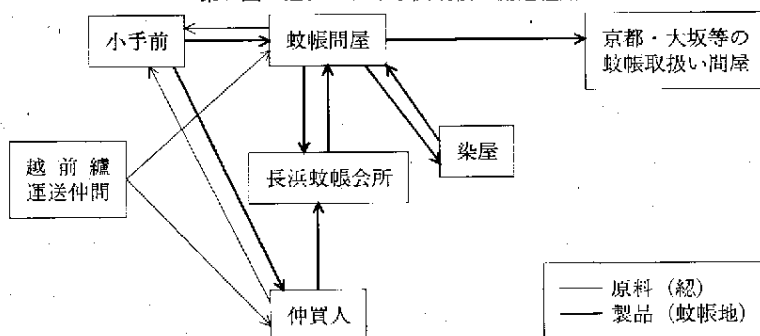
「長浜における蚊帳業のおこりは寛永年間(1624~44年), 坂田郡中村(現大宮町)の升屋治平が八幡蚊帳の盛況を見て, 製法を習得し, 農家の副業に婦女に賃織をさせたのが始まりである。その製品を十軒町(現大宮町)の木綿屋中島市郎兵衛の手を経て, 三都に売り捌いて好結果を得た。寛政年間(1789~1801年)には神戸町(現元浜町)の保多屋吉平³⁷⁾, 南伊部町(元浜)の依屋甚兵衛, 三ツ矢町(元浜)の坂本久次郎の3人が新たに蚊帳問屋をはじめ4人(中島市郎兵衛を含む一筆者注)で株仲間を結び, 浜蚊帳と名付ける。その後生産は坂田・東浅井郡まで広がり製造戸数も数百戸, 産額数万疋に及んだ。文政13(1830)年には, 彦根藩がこれを国産物に認定し長浜に御用蚊帳会所を設けて産物改印を下付し, 4人(中島市郎兵衛を含む一筆者注)に問屋として株札を下付し³⁸⁾ 嘉永2(1849)年蚊帳地染紺屋職を8軒と定めた³⁹⁾。福井藩はこの頃から越前産麻紵の統制を強め, 八幡と同じ条件にして蚊帳地売買会所を設立

37) 寛文年間(1661-72年)に, 長浜の大塚吉平も麻蚊帳に目をつけ浜蚊帳として売り出した。(渡辺守順『近江商人』教育社, 1980年, 162ページ)。しかし大塚家の出自は蒲生郡蒲生町朝日大塚村である。長浜移住後の宝永3(1706)年を以て創業年としている。(大塚産業株式会社「転進, 転進50年」, 1986年)。

38) 長浜市役所発行『長浜市二十五年史』, 1949年, 289-290ページ。

39) 滋賀県坂田郡教育会編『近江国坂田郡志』第三巻上, 1943年, 609ページ。

第2図 近世における浜蚊帳の流通経路



出所：長浜市史編さん委員会編『長浜市史・第3巻・町人の時代』1999年、222ページを修正。

し一手販売を条件としたので、長浜では彦根藩に願い出て、御用会所において前記4名の支配役のもとに、厳重に品質検査や統制を行うようになる⁴⁰⁾。安政年間には長浜も原料不足となり一時製織は衰えたが、近江商人の積年の慣行と習練で越前の蚊帳生地を仕入れて染色・仕上げを行い、近江産として各国へ従来通り販売し窮地を切り抜ける。第2図は近世における彦根藩専売下の浜蚊帳の一般的な流通経路である。

近江八幡と同じように、運送仲間から問屋・仲買を経由して織屋で蚊帳地が織られ、再び蚊帳問屋・仲買に渡るが、前述の問屋4軒が販売を独占しており、そこからすべて会所へ提出され、印料が藩の収入になるという形をとった。染張に出せるのも御印を受けた蚊帳地を持っている問屋4軒のみで、染屋からまた問屋に戻りそこから京阪地方の蚊帳取り扱い問屋へ販売された。

保護政策下で力を蓄えた長浜商人は維新の統制解除とともに全国へ躍動するが、維新後、原料の枯渇で粗製に流れた蚊帳の原料である麻（輸入麻）の試織の成功は、さらに蚊帳の産地長浜の地位を不動のものとさせる。

新明治政府は、社会経済上の紛乱を救済するために産業を奨励し物産を大い

40) 小倉栄一郎、前掲書、60ページ。

に増殖させる必要を説き、明治元年に商法司・商法大意、明治2年通商司を設け、通商会社・為替会社⁴¹⁾を設立し、商業を振興すると同時に収税を図ろうとした。旧来の仲間は、市中商社の結成⁴²⁾や旧来の公認と思惟して株を売買したり、員数を限ったり、新規参入を阻止したりとの抵抗を続けたが、政府はそれを許さず、ついに明治5(1872)年同業仲間の解放を断行する⁴³⁾。滋賀県において通達が出されたのは明治5年2月であった⁴⁴⁾。

このような状況下、長浜産地の伸長に比して八幡蚊帳の衰退は覆うべくもなく、明治維新で情勢は一変し、明治11(1878)年5軒、明治15(1882)年にはすべて廃業、蚊帳業を新興の長浜・愛知川にゆずることになる。西川甚五郎ひとり八幡に蚊帳製織工場を新設するが⁴⁵⁾、挽回の見込みはなく、明治20(1887)年頃から「蚊帳・蒲団の西川」⁴⁶⁾として支店の設置や多角化⁴⁷⁾に努め、停滞期からの飛躍に取り組んだ。西川家の蚊帳業は昭和30年代まで続いたが、八幡の蚊帳業は余命を保ちながら徐々に衰退していった。

41) 通商会社の目的とする内外商業の振興に要する資金を融通運転して、通商会社に助力を与え併せて金銀貨幣の融通を容易ならしめて民間の金融を開発することを目的とする。(大津市役所編『大津市史』中巻、1941年、93ページ)。

42) 明治3(1870)年政府勸奨の商社設立の意を体し、商家の合同経営を図った日野商人等はその10月日野に通商社を設立、水口・武佐に出張所を開いたが、解散して古時の大当番を再興、八年伊勢街道の定宿取締より「日野大当番定宿簿」を発行した。(島蓮太郎編『滋賀県史』第四巻、三秀舎、1928年、31ページ)。

43) 宮本又次「株仲間とその変遷・解体」『江戸時代の企業者活動』(日本経済史講座I、1977年)245-252ページ。

44) 松田県令の着任以後は着々実行に移されんとし、5年正月の議事大意条例は、人民の福利増進と殖産興業の意図を示している。同月には従来の株仲間を禁ずると共に「衆力を合して其業を手広にし大に利益を得る之良法ニ而都面人間営を為すハ社を結ぶ程よき事は無之」として会社・商社の設立を促している。(大津市役所編、前掲書、90ページ)。

45) 工場の新設は長浜・奈良等の産地との結合強化で、仕入・販売の両面から蚊帳営業の強化をはかるものであった。(西川産業株式会社、前掲書、87ページ)。また西川蚊帳製造所が明治29年2月に八幡大字宮内に創業し、女子労働者24人、日就業時間11時間であった。(『滋賀県統計書』明治34年)。

46) 西川産業株式会社、前掲書、56ページ。

47) 他に青蓮買次、蚊帳、緑布、木綿を扱い、大阪支店(明治9年)、尾道支店(明治19年)、大分支店(明治20年)、杵築支店(明治20年)を設置。なお、11代甚五郎の注目すべき業績は、私立銀行株式会社八幡銀行の創立発起人(明治10年)、八幡製糸株式会社の創立(明治27年)であった。(西川産業株式会社、前掲書、86-88ページ)。

おわりに

以上みたように八幡における蚊帳業は、西川甚五郎が奈良蚊帳地に目を付け織らせて売り歩いたのを起源に、近江の蚊帳問屋は次第に問屋数を漸増させ、宝暦10(1760)年には古組・新組・新々組の三組仲間が公認され、蚊帳生産の全盛時代を迎える。仲間外営業者を含めた蚊帳問屋47軒は、排他主義と独自の運送ルートを持った。すなわち特定問屋が各問屋の注文を一括して福井の総問屋仲間に注文をし、運送仲間により運送された。そこから各問屋に原料が配分され、特定取引先の織屋・紺屋に前貸しされ萌黄色に製織される。最後に問屋によって仕上げられ再度運送仲間の手で江戸の支店に運送され、そこから関東や東北へ販売された。蚊帳問屋は対外的には排他的であり兄弟・親類さえ取引禁止、対内的には仲間同士の競争排除と相互扶助による共存共栄を図っており、しかし文政年間以降は農村商人や仲間外営業者の出現で崩壊していく。仕入に関し特定取引先から仲間一括購入、特定織屋・紺屋と取引し、販売は仲間相談の上で消費者に至るまで価格を支配したが、それらは流通面の変化により徐々に崩壊していく。職業組合としての仲間はまた、問屋主導のもとに配分・調整し共通目的を達成させるために情報伝達のための寄合的会合をもち、顧客に対し対外的に商標を以て需要を創造していた。問屋を中心とした商人支配という点に変化はなかったが、流通の変化が産業全体の変化をもたらしたということができる。

近江八幡の蚊帳業は新興地の生産開始により原料枯渇となり、その生産地を長浜へと譲ることとなるが、その過程は幕末・維新期の更なる解明を要する。